

令和9年度大田区放課後ひろば（嶺町小学校）運営業務委託事業者の募集について、令和8年8月28日（金）までに受領した質問票について、以下の通り回答します。

● 提出書類について

No.	質問	回答
1	募集要領「8 提出書類の受付」の「（6）提出書類の作成方法」における「ウ 企画提案書の副本は、事業者を特定できる情報を必ず消去すること。」と記載あるが、その他書類（納税証明書や登記簿本等）の黒塗りは不要という認識で良いか。	その他書類（納税証明書や登記簿本等）へのマスキングは不要です。
2	企画提案書作成にあたり、フォントサイズ及び文字の書類の指定はあるか。	フォントサイズや文字の種類の指定はありません。
3	募集要領「8 提出書類の受付」の「（5）提出書類のく9事業報告書（決算書含む。）」について、社会福祉法人、NPO法人、株式会社に該当しない場合は、どのような書類を提出する必要があるか。	募集要領で示している通り、公認会計士による財務評価を実施するにあたり、提出された決算書等を使用します。募集要領に例示した「法人の形態に応じて必要になる書類」を参考に、貴団体の場合に必要となる書類を類推してご提供下さい。

● 企画提案書について

No.	質問	回答
1	募集要領「Ⅰ事業者の募集」の「1施設概要」記載の在籍者数及び学童保育利用定員（予定）について、学童保育及び放課後こども教室の一日当たりの利用想定人数を教えて欲しい。	【学童保育】 令和8年度の嶺町放課後ひろばの学童定員数は80名です。また、令和7年度実績の大田区における学童保育の出席率は登録児童数の6～7割となっております。 【放課後こども教室】 令和7年度実績の嶺町放課後こども教室の一日当たりの平均利用人数は約40人です。
2	本事業に関する完成平面図や施設のイメージ写真のデータを応募した各事業者へ提供をして欲しい。	平面図等の資料について、提供することはできません。 募集要領及び資料1に記載されている内容をご確認下さい。
3	嶺町小学校内で事業を実施するに当たり、小学校がで利用できる部屋の名称、施設構造、各部屋の受入可能な児童数について教えて欲しい。	利用する場所の詳細について回答することはできません。なお、学童保育については定員80名の児童一人につき概ね1.65㎡以上の面積となる部屋を想定しています。
4	放課後こども教室を実施するに当たり、鉄棒やブランコなど小学校内に設置されている遊具、ボールやラケットなど遊びの際に使用する遊具は利用可能か。	一般的に鉄棒やブランコなどの小学校に設置されている固定施設及びボールやラケットなどの遊具の利用については、学校との調整になります。なお、業務に必要な物品の購入については、「別紙2」の「特記仕様書2」の「8 経費負担等」に記載している通り、委託料の経費の中からお支払いして頂きます。
5	小学校内の駐車場は利用可能か。	小学校内の駐車場は利用することはできません。

6	大田区の全学童保育の午後 6 時から午後 7 時までの延長保育を実施している施設数を教えて欲しい。	資料 1 に記載している通り、保護者からの希望により、午後 6 時から 7 時までの 1 時間については事業者の自主事業として延長保育を実施して頂きます。令和 8 年度の実施施設については、大田区学童保育のしおりの「令和 8 年度大田区学童保育施設一覧」のページをご覧ください。
---	---	---

● 仕様書について

No.	質問	回答
1	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(4) 学童保育事業に関する業務」「シ 入退館システムの運用」について、入退館システムの名称、使用方法、その他利用できる機能を教えて欲しい。	大田区で使用する入退館システムは「CoDMON」となります。使用方法等については、「CoDMON」のホームページをご参照下さい。
2	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(4) 学童保育事業に関する業務」「ス 特別な配慮を要する児童対応」について、令和9年度に利用登録する児童のうち、特別な配慮を要する児童がいれば、その人数は何人か。	令和9年度の申請はこれから実施となりますが、特別な配慮を要する児童の人数については回答致しかねます。
3	嶺町放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(6) 地域・関係機関との連携」について、大田区の各放課後ひろばで実施している「地域・自治会・周辺児童館・行政機関等」との連携の取り組み内容を教えて欲しい。	一般的な取り組みの例として以下ものが挙げられます。 ・地域のボランティアによる読み聞かせ等の実施 ・近隣児童館との連携（学童保育の申請に係る事務、毎月のお知らせ等の相互掲示）
4	『別紙1』嶺町放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「8 職員（常勤・非常勤）の配置」の「(1) ア 学童保育、イ こども教室」、『別紙2』令和9年度嶺町放課後ひろば運営業務委託における特記仕様書1及び特記仕様書2の「6 人事等」に記載されている内容について、乙が直接雇用する職員を利用人数に合わせて、こども教室と学童保育間で職員配置を変更することは可能か。	【準備委託業務（令和9年2～3月）】 『別紙1』の「8 職員（常勤・非常勤）の配置」記載の通り、令和9年4月1日から従事する常勤職員及び非常勤職員をア及びイの基準を満たすように職員を配置してください。 【運営業務委託（令和9年4～令和10年3月）】 『別紙2』の特記仕様書1及び特記仕様書2「6 人事等」に記載されている基準を満たすように職員を配置してください。

5	本事業に関する「運営準備業務委託」及び「運営業務委託（単価契約）」における委託上限額について、税区分の表記を含めて教えて欲しい。	委託上限額については回答致しかねます。 税区分については、こども教室に係る委託料については課税対象ですが、学童保育に係る委託料については非課税となります。
6	学童保育に関する「利用料」「おやつ代」「保険料」は、全て大田区が保護者から料金を徴収するという認識で間違いはないか。	学童保育料については、区が保護者から徴収します。 おやつ代及び保険料については、区から保護者へ個別の徴収は行いません。
7	児童一人あたりのおやつ代について、想定される金額はいくらか。	おやつ代に係る金額は、区で金額を算出し、委託事業者への委託料の金額に上乗せしますが、具体的な金額については回答致しかねます。
8	学童保育室の一時利用及び午後6時から7時までの延長保育について、大田区の全放課後ひろばの年間利用者数及び一日あたりの利用者数について教えて欲しい。	一時利用については、一日当たり5名を上限としています。 午後6時から7時までの延長保育については、事業者による自主事業になります。利用者数等は各施設により異なります。
9	令和9年度嶺町放課後ひろば運営業務委託（単価契約）の仕様書・特記仕様書2（放課後こども教室業務）に「※令和9年度はこども教室プラス（17～18時までの延長）の対象校となる可能性があります。提案して頂く見積書への金額反映は不要です。」と記載あるが、企画提案書の1（2）の職員配置の記載には、17～18時までの延長はないとの認識でシフト表を作成するという認識でよいか。	お見込みの通りです。

● その他

No.	質問	回答
1	現在の学童保育と放課後こども教室における平均利用人数は何人か。	【学童保育】 令和８年度の嶺町放課後ひろばの学童定員数は80名です。また、令和７年度実績の大田区における学童保育の出席率は登録児童数の６～７割となっております。 【放課後こども教室】 令和７年度実績の嶺町放課後こども教室の一日当たりの平均利用人数は約40人です。
2	現在の学童保育と放課後こども教室における雇用人数は何人か。	放課後こども教室で配置が必要な人数は、別紙２「令和９年度嶺町放課後ひろば運営業務委託」の特記仕様書２「６ 人事等」に記載されている内容をご確認下さい。
3	【引継ぎ参考事項として】 現在、嶺町放課後ひろばで実施しているイベントや地域連携の取り組みはあるか。	引継ぎ業務は、準備委託業務中に実施します。 イベント等の内容については各事業者でご検討頂いております。
4	現在既に既存事業者が運営されている嶺町放課後ひろばがプロポーザルで公募されている理由を教えてください。	総合的な観点から、新たに公募することが適当と判断したためです。